第136号議案 長崎市ふれあいセンター条例の一部を 改正する条例

																			ペ-	- 3	ジ
1	条例改正案の概要	要『	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		1
2	施設の概要・	•		•				•	•						•	•			2	~ 5	5
3	施設の状況・				•	•	•		•				•				•		6 ^	~ 8	3
4	指定管理者の状況	兄•	•	•			•	•				•				•		9	~	1 ()
5	条例新旧対照表				•										•,		1	1	~	1 3	3

中央総合事務所 東総合事務所 南総合事務所 平成30年11月



1 条例改正案の概要

(1) 目的

ふれあいセンターは、市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するための施設として、市内に23箇所(平成31年4月開所予定の手熊地区ふれあいセンターを含む)設置している。

ふれあいセンターの管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入し、地域の団体の 代表等で構成される運営委員会が管理運営を行っており、主に自治会等をはじめとした 地域の団体や学習グループに活用されている。

ふれあいセンターにおいて、利用料金制を導入し、施設の利用に係る料金を直接、指 定管理者の収入として収受させることで、より効率的な運営を行い、施設の効用を高め ることを目的とする。

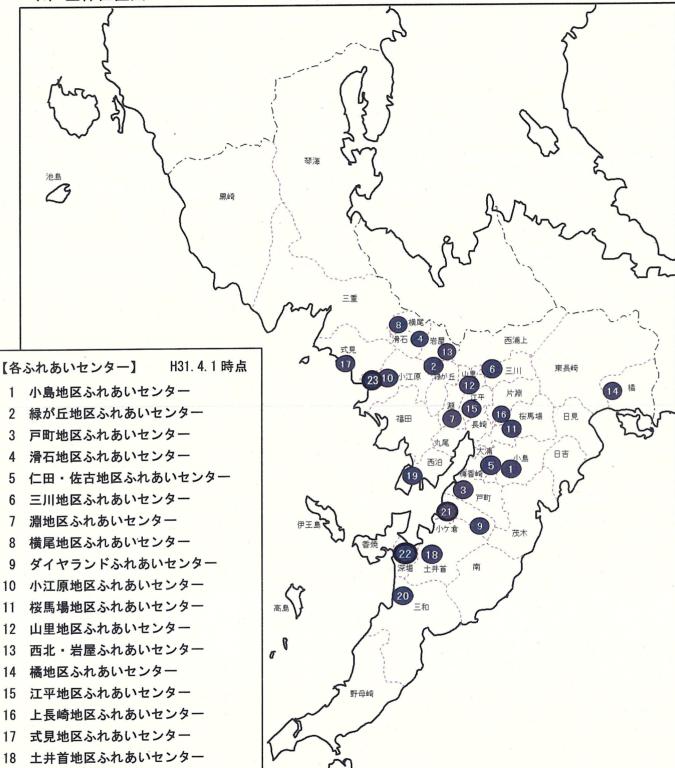
(2) 改正の内容

ア 利用料金

- (ア) ふれあいセンターにおいて、研修室等を占用して利用する許可を受けた者は、 ふれあいセンターの利用に係る料金(利用料金)を指定管理者に支払わなければ ならない。(第8条第1項)
- (イ) 利用料金は、条例に掲げる額を基準として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める(第8条第2項)
- (ウ) 利用料金を指定管理者の収入として収受させる。(第8条第4項)
- (3) 施行日 平成31年4月1日

2 施設の概要

(1) 全体位置図



(H31.4.1 開所予定)

19 木鉢地区ふれあいセンター
20 晴海台地区ふれあいセンター
21 小ケ倉地区ふれあいセンター
22 深堀地区ふれあいセンター
23 手熊地区ふれあいセンター

(2) 施設一覧

番号	施 設 名 (所 在 地)	設置年月	構造	延床面積 (㎡)	施設内容
1	小島地区ふれあいセンター (愛宕3丁目10-2)	昭和 62 年 10 月	鉄筋コンクリート造 3 階建	865. 70	1F 事務室、図書室、 児童図書館 2F 研修室 1、2 3F 軽スポーツ室、調理室
2	緑が丘地区ふれあい センター (白鳥町 3-9)	平成元年 4月	鉄筋コンクリート造 2 階建	556. 30	1F 事務室、図書室、 研修室 2 2F 研修室 1、3、調理室
3	戸町地区ふれあいセンター (戸町2丁目4-39)	平成2年4月	鉄筋コンクリート造 3 階建	582. 11	1F 事務室、図書室 2F 研修室 2、調理室 3F 研修室 1
4	滑石地区ふれあいセンター (滑石 5 丁目 5-77)	平成3年4月	鉄筋コンクリート造 2 階建	2, 004. 05	1F 事務室、図書室、 研修室 3、車庫 2F ホール、研修室 1、2、 調理室
5	仁田・佐古地区ふれあい センター (稲田町 12-14)	平成5年4月	鉄筋コンクリート造 3 階建	563. 88	1F 研修室 1 2F 事務室、図書室、 子供図書コーナー 3F 研修室 2、3、調理室
6	三川地区ふれあいセンター (三川町 1221-70)	平成6年4月	鉄筋コンクリート造2階建	693. 05	1F 事務室、図書室、 研修室 3、4 2F 研修室 1、2、調理室
7	淵地区ふれあいセンター (富士見町 6-6)	平成8年4月	鉄筋コンクリート造 2 階建	449. 35	1F 事務室 2F 研修室 1、2、 図書コーナー、調理室
8	横尾地区ふれあいセンター (横尾2丁目15-10)	平成9年 1月	鉄筋コンクリート造 2 階建	539. 37	1F 事務室、図書コーナー 2F 研修室 1、2、3、 調理室
9	ダイヤランドふれあい センター (ダイヤランド4丁目1-1)	平成11年4月	鉄筋コンクリート造 2 階建	650. 88	1F 事務室、図書室、 研修室 1 2F 研修室 2、3、調理室
10	小江原地区ふれあい センター (小江原3丁目20-10)	平成 12 年 4 月	鉄筋コンクリート造 2 階建	561. 73	1F 事務室、図書室 2F 研修室 1、2、3、 調理室
11	桜馬場地区ふれあい センター (桜馬場 1 丁目 1-5)	平成 14 年 4 月	鉄骨造3階建	880. 48	1F 駐車場 2F 事務室、図書室、 研修室 3、調理室 3F 研修室 1、2
12	山里地区ふれあいセンター (高尾町 4-10)	平成 15 年 4 月	鉄筋コンクリート造 2 階建	660. 92	1F 事務室、図書室、 研修室 3、調理室 2F 研修室 1、2

番号	施 設 名	設置年月	構造	延床面積 (㎡)	施設内容
13	西北・岩屋ふれあい センター (西北町 13-13)	平成 15 年 4月	鉄骨造3階建 の2階・3階 部分	663. 92	2F 事務室、図書室、 研修室 3、調理室 3F 研修室 1、2
14	橘地区ふれあいセンター (かき道2丁目45-20)	平成 16 年 4月	鉄骨造2階建	689. 94	1F 事務室、図書室、 研修室 3、調理室 2F 研修室 1、2
15	江平地区ふれあいセンター (岩川町 7-1)	平成 20 年 4 月	鉄骨造3階建	1, 009. 95	1F 駐車場 2F 事務室、図書室、 研修室 3、調理室 3F 研修室 1、2
16	上長崎地区ふれあい センター (片淵 1 丁目 13-13)	平成 25 年 4 月	鉄骨造2階建	775. 40	1F 事務室、図書室、 研修室 3 2F 研修室 1、2、調理室
17	式見地区ふれあいセンター (式見町 357)	平成 29 年 4月	鉄筋コンクリート造 2階建の2階 部分	653. 77	2F 事務室、図書室、 研修室1、2、3、4、 調理室
18	土井首地区ふれあい センター (柳田町 45-3)	平成 29 年 10 月	鉄筋コンケリート造 2 階建の 2 階 部分	711. 41	2F 事務室、図書室、 研修室1、2、3、 調理室
19	木鉢地区ふれあいセンター (木鉢町2丁目228-6)	平成 29 年 10 月	鉄筋コンクリート造 2 階建	427. 92	1F 研修室 1、2 2F 事務室、図書室、 研修室 3、4、調理室
20	晴海台地区ふれあい センター (晴海台町 41-2)	平成 29 年 10 月	鉄筋コンクリート造2階建	774. 50	1F 事務室、 研修室 3、4、調理室 2F 図書室、研修室 1、2
21	小ケ倉地区ふれあい センター (小ケ倉町2丁目21-2)	平成 30 年 4 月	鉄筋コンクリート造 2 階建	504. 89	1F 事務室、図書室 2F 研修室 1、2、3、 調理室
22	深堀地区ふれあいセンター (深堀町5丁目182)	平成 30 年 4 月	鉄筋コンクリート造 3 階建の 2 階 ・3 階部分	638. 31	2F 事務室、図書室、 調理室、研修室 3 3F 研修室 1、2
23	手熊地区ふれあいセンター (手熊町 1291-1)	平成 31 年 4 月 (予定)	鉄筋コンクリート造 2 階建	282. 61	1F 事務室、図書室 2F 研修室 1、2、3

- (3) 設 置 目 的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民 の連帯意識の高揚に資するため
- (4) 開 所 時 間 午前9時から午後5時までの時間帯を含む1日8時間以上
- (5) 休 所 日 毎週日曜日又は月曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

(6) 利用料金(基準額)

	種別	金額(1 時間につき)
	150 平方メートル以上	421 円
	100 平方メートル以上	308 円
研修室	150 平方メートル未満	300 □
柳廖圭	50 平方メートル以上	205 円
	100 平方メートル未満	203 [7]
	50 平方メートル未満	102 円
軽スポーツ室		421 円
調理室	50 平方メートル以上	205 円
神华王	50 平方メートル未満	102 円
ホール	250 平方メートル以上	946 円
/\—/\/	250 平方メートル未満	473 円

3 施設の状況

(1) 利用者数

(単位:人)

() /	利用 日				(TE . 75)
番号	施設名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	小島地区ふれあいセンター	23, 545	23, 043	23, 285	22, 531
2	緑が丘地区ふれあいセンター	27, 776	29, 011	25, 634	25, 578
3	戸町地区ふれあいセンター	18, 199	18, 618	19, 392	20, 200
4	滑石地区ふれあいセンター	69, 587	67, 114	66, 179	67, 481
5	仁田・佐古地区ふれあいセンター	13, 283	12, 833	12, 945	12, 270
6	三川地区ふれあいセンター	16, 460	16, 931	16, 062	15, 548
7	淵地区ふれあいセンター	22, 460	21, 581	22, 767	22, 543
8	横尾地区ふれあいセンター	20, 814	20, 714	18, 653	19, 192
9	ダイヤランドふれあいセンター	39, 076	40, 913	40, 677	41, 508
10	小江原地区ふれあいセンター	28, 635	26, 665	26, 740	26, 297
11	桜馬場地区ふれあいセンター	35, 244	36, 007	33, 342	33, 209
12	山里地区ふれあいセンター	40, 081	37, 652	37, 475	38, 501
13	西北・岩屋ふれあいセンター	24, 606	23, 912	23, 675	22, 554
14	橘地区ふれあいセンター	30, 526	29, 682	32, 693	32, 493
15	江平地区ふれあいセンター	33, 917	33, 038	31, 340	31, 524
16	上長崎地区ふれあいセンター	44, 503	47, 855	46, 173	43, 709
17	式見地区ふれあいセンター	(10, 093)	(7, 405)	(7, 983)	8, 813
18	土井首地区ふれあいセンター	(20, 249)	(20, 147)	(16, 661)	10, 820 (10, 515)
19	木鉢地区ふれあいセンター	(19, 906)	(19, 890)	(15, 257)	5, 172 (6, 417)
20	晴海台地区ふれあいセンター	(15, 054)	(15, 106)	(14, 668)	8, 496 (7, 543)
21	小ケ倉地区ふれあいセンター	(10, 324)	(9, 578)	(8, 475)	(9, 394)
22	深堀地区ふれあいセンター	(10, 003)	(10, 271)	(10, 626)	(10, 983)
23	手熊地区ふれあいセンター	(2, 944)	(2, 560)	(7, 313)	(2, 339)

※()内の数字は、ふれあいセンター化前の旧地区公民館の利用者数

(2) 指定管理料

(単位:千円)

.00 1000	NAME OF THE PARTY				
番号	施設名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1.	小島地区ふれあいセンター	4, 755	4, 750	4, 807	5, 817
2	緑が丘地区ふれあいセンター	4, 804	4, 759	4, 744	5, 788
3	戸町地区ふれあいセンター	4, 615	4, 631	4, 521	5, 614
4	滑石地区ふれあいセンター	9, 991	9, 941	9, 980	11, 258
5	仁田・佐古地区ふれあいセンター	4, 657	4, 633	4, 619	5, 502
6	三川地区ふれあいセンター	4, 771	4, 802	4, 881	5, 761
7	淵地区ふれあいセンター	4, 886	4, 842	4, 920	5, 976
8	横尾地区ふれあいセンター	4, 826	4, 774	4, 755	5, 769
9	ダイヤランドふれあいセンター	4, 814	4, 779	4, 864	5, 773
10	小江原地区ふれあいセンター	4, 499	4, 502	4, 476	5, 248
11	桜馬場地区ふれあいセンター	4, 891	4, 889	4, 891	5, 986
12	山里地区ふれあいセンター	4, 909	4, 874	4, 861	5, 881
13	西北・岩屋ふれあいセンター	4, 981	4, 929	4, 912	5, 900
14	橘地区ふれあいセンター	4, 760	4, 729	4, 772	5, 906
15	江平地区ふれあいセンター	4, 497	4, 515	4, 375	5, 101
16	上長崎地区ふれあいセンター	4, 884	4, 936	4, 929	6, 001
17	式見地区ふれあいセンター				5, 553
18	土井首地区ふれあいセンター				2, 716
19	木鉢地区ふれあいセンター				2, 876
20	晴海台地区ふれあいセンター				2, 832
21	小ケ倉地区ふれあいセンター				
22	深堀地区ふれあいセンター				
23	手熊地区ふれあいセンター				

※土井首地区、木鉢地区、晴海台地区は、平成 29 年 10 月 1 日からの下半期分

(3) 使用料収入

			,		,
番号	施設名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 .	小島地区ふれあいセンター	686	692	724	731
2	緑が丘地区ふれあいセンター	447	455	474	484
3	戸町地区ふれあいセンター	413	385	408	387
4	滑石地区ふれあいセンター	1, 728	1, 673	1, 816	1, 778
5 (仁田・佐古地区ふれあいセンター	230	221	225	207
6	三川地区ふれあいセンター	432	476	527	485
7	淵地区ふれあいセンター	801	745	762	857
8	横尾地区ふれあいセンター	459	424	437	423
9	ダイヤランドふれあいセンター	719	698	759	778
10	小江原地区ふれあいセンター	699	680	699	736
11	桜馬場地区ふれあいセンター	997	939	946	951
12	山里地区ふれあいセンター	853	798	811	849
13	西北・岩屋ふれあいセンター	944	921	945	884
14	橘地区ふれあいセンター	465	455	508	574
15	江平地区ふれあいセンター	682	683	693	673
16	上長崎地区ふれあいセンター	907	869	849	860
17	式見地区ふれあいセンター	(241)	(163)	(176)	164
18	土井首地区ふれあいセンター	(542)	(547)	(525)	159 (238)
19	木鉢地区ふれあいセンター	(3)	(5)	(3)	71 (0)
20	晴海台地区ふれあいセンター	(301)	(274)	(341)	123 (207)
21	小ケ倉地区ふれあいセンター	(508)	(382)	(445)	(441)
22	深堀地区ふれあいセンター	(151)	(149)	(249)	(179)
23	手熊地区ふれあいセンター	(38)	(22)	(55)	(29)

※()内の数字は、ふれあいセンター化前の旧地区公民館の使用料収入

4 指定管理者の状況

(1) 現在の指定管理者及び指定期間

番号	施設名	指定管理者	指定期間
1, .	小島地区ふれあいセンター	小島地区ふれあいセンター 運営委員会	
2 /	緑が丘地区ふれあいセンター	緑が丘地区ふれあいセンター 運営委員会	
3	戸町地区ふれあいセンター	戸町地区ふれあいセンター 運営委員会	
4	滑石地区ふれあいセンター	滑石地区ふれあいセンター 運営委員会	
5	仁田・佐古地区ふれあい センター	仁田・佐古地区ふれあい センター運営委員会	
6	三川地区ふれあいセンター	三川地区ふれあいセンター 運営委員会	
7	淵地区ふれあいセンター	淵地区ふれあいセンター 運営委員会	
8	横尾地区ふれあいセンター	横尾地区ふれあいセンター 運営委員会	平成 29 年 4 月 1 日から
9	ダイヤランドふれあいセンター	ダイヤランドふれあい センター運営委員会	(2017年) 平成34年3月31日まで
10	小江原地区ふれあいセンター	小江原地区ふれあい センター運営委員会	(2022 年)
11	桜馬場地区ふれあいセンター	桜馬場地区ふれあい センター運営委員会	
12	山里地区ふれあいセンター	山里地区ふれあいセンター 運営委員会	
13	西北・岩屋ふれあいセンター	西北・岩屋ふれあい センター運営委員会	
14	橘地区ふれあいセンター	橘地区ふれあいセンター 運営委員会	
15	江平地区ふれあいセンター	江平地区ふれあいセンター 運営委員会	
16	上長崎地区ふれあいセンター	上長崎地区ふれあい センター運営委員会	
17	式見地区ふれあいセンター	式見地区ふれあいセンター 運営委員会	

		T	
番号	施設名	指定管理者	指 定 期間
18	土井首地区ふれあいセンター	土井首地区コミュニティ 協議会	平成 29 年 10 月 1 日から
19	木鉢地区ふれあいセンター	木鉢地区ふれあいセンター 運営委員会	(2017年) 平成 34年3月31日まで
20	晴海台地区ふれあいセンター	晴海台地区ふれあい センター運営委員会	(2022 年)
21	小ケ倉地区ふれあいセンター	小ケ倉地区ふれあい センター運営委員会	平成 30 年 4 月 1 日から (2018 年)
22	深堀地区ふれあいセンター	深堀地区ふれあいセンター 運営委員会	平成 34 年 3 月 31 日まで (2022 年)
23	手熊地区ふれあいセンター	手熊地区ふれあいセンター 運営委員会(予定)	平成 31 年 4 月 1 日から (2019 年) 平成 36 年 3 月 31 日まで (2024 年) (予定)

(2) 選定方法 非公募

5 条例新旧対照表

現行	改正案			
○長崎市ふれあいセンター条例	○長崎市ふれあいセンター条例			
昭和62年10月15日	昭和62年10月15日			
条例第22号	条例第 22 号			
第1条~第7条 (略)	第1条~第7条 (略)			
(使用料)	(利用料金)			
第8条 使用料は、無料とする。ただし、前条第1項の利用の許可を受けた者(以	第8条 前条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、ふ			
下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を利用の許可の際に納入しな	れあいセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者			
ければならない。	に支払わなければならない。			
2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免する	2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表に掲げる額を基準			
ことができる。_	として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を			
	受けて定めるものとする。			
	3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承			
	認を受けて定めるものとする。			
	4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるもの			
	<u>とする。</u>			
(使用料の返還)	(利用料人の社会)			
第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認め	(利用料金の減免)			
<u>るときは、この限りでない。</u>	第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利 用料金を減免することができる。			
	11117 ME で 1996 TE サ る C C M C C る。			
第10条~第14条 (略)	第10条~第14条 (略)			

(市長による管理)

- 第15条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者 の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、 第4条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。
- 2 前項の場合においては、第6条第1項、第7条及び第12条の規定の適用については、第6条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第7条及び第12条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第6条第2項の規定は適用しない。

3 (略)

第16条 (略)

(市長による管理)

第15条 (同左)

2 前項の場合における第6条第1項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条、第12条並びに別表の規定の適用については、第6条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「ふれあいセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第12条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」とし、第6条第2項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 (略)

第16条 (略)

別表 (第8条関係)

30 不因	117	
	種別	使用料(1時間につき)
研修室	150 平方メートル以上	円
		421
	100 平方メートル以上 150 平方	308
	メートル未満	
	50 平方メートル以上 100 平方	205
	メートル未満	
	50 平方メートル未満	102
軽スポーツ室		421
調理室	50平方メートル以上	205
	50 平方メートル未満	102
ホール	250 平方メートル以上	946
	250 平方メートル未満	473

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は、1時間として計算する。
- 2 研修室等の全部又は一部を独占して利用する者が、入場者から入場料金その他 これに類する料金を徴収する場合の<u>使用料</u>は、この表に掲げる<u>使用料</u>の倍額とす る。
- 3 ガスを使用する場合は、その実費を徴収する。
- 4 附属設備の使用料は、市長が定める。

別表 (第8条関係)

	種別	金額 (1	時間につき)
研修室	150 平方メートル以上		円
			421
	100平方メートル以上 150平方		308
	メートル未満		
	50 平方メートル以上 100 平方		205
	メートル未満		
	50平方メートル未満		102
軽スポーツ国	Ĕ		421
調理室	50平方メートル以上	7	205
	50平方メートル未満		102
ホール	250 平方メートル以上	2	946
	250 平方メートル未満		473

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は、1時間として計算する。
- 2 研修室等の全部又は一部を独占して利用する者が、入場者から入場料金その他 これに類する料金を徴収する場合の<u>金額</u>は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 ガスを使用する場合は、その<u>実費に相当する額とする。</u> (削除)